



19 建企 第 220号  
19 港 第 150号  
19 漁整 第48号  
平成19年7月 20日

(社)長崎県建設業協会 会長様

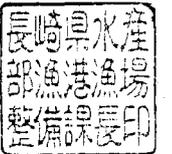
長崎県土木部建設企画課長



長崎県土木部港湾課長



長崎県水産部漁港漁場整備課長



### 海上工事にかかる作業船等の安全確保について

このことについては、平成18年8月14日 千葉県浦安市富士見町地先の旧江戸川に架かる東京電力(株)の高圧電線に起重機が接触し、首都圏に大規模な停電が発生した事を受け海上工事にかかる作業船の安全確保についてご留意をお願いしたところであります。

このような中、平成19年7月19日平戸瀬戸において貨物船がクレーンを収めることなく航行し、送電線を切断するとともに平戸大橋へ接触するという事故が発生しました。この事故は海上工事へ携わる者として重く受けとめ、より一層の作業船の安全確保に対する指導・監督に万全を期す必要があると考えます。

については趣旨をご理解のうえ、下記により一層の安全対策に努めていただきますよう貴協会の皆様への周知と指導をお願いします。

### 記

#### 1、安全対策指針の遵守

送電線接触事故等の再発防止と安全確保を図るため、「作業船による架空送電線接触事故防止対策指針」(平成19年1月、(社)日本海上起重技術協会編集)等を参考とする。

#### 2、工事における専門技術者の適正な配置

海上起重作業船団により工事を実施する場合には、海上起重作業の安全と円滑な施工を確保するため、港湾(漁港)工事共通仕様書(平成19年4月1日改定)を参考として、専門的知識及び技術または技能を有する者を適正に配置することが望ましい。